

2018年11月15日

株 主 各 位

大阪府中央区道修町四丁目1番1号

武田薬品工業株式会社

代表取締役社長 クリストフ ウェバー

「臨時株主総会招集ご通知」株主総会参考書類の  
一部修正（更新）について

当社「臨時株主総会招集ご通知」株主総会参考書類の記載内容の一部に、更新すべき事項がございますので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 修正（更新）箇所：更新すべき事項は、「臨時株主総会招集ご通知」株主総会参考書類「(3) 本件買収のスケジュール（予定）」（14頁）に記載のスケジュールに関するものです。招集ご通知の印刷開始日（2018年10月31日）後に、進展がございましたので、「本件裁判所による本件スキームの認可予定日（Shire社）」、「本件効力発生日」および「本件買収対価としての本件当社新株式の発行にかかる効力発生日」の各日付につき、新たな日付をお知らせいたします。

2. 修正（更新）内容：（更新箇所を下線で表示しております。）

(3) 本件買収のスケジュール（予定）

更新前		更新後	
予定	日付	予定	日付
本件裁判所による本件スキームの認可予定日（Shire社）	<u>2019年前半</u>	本件裁判所による本件スキームの認可予定日（Shire社）	<u>2019年1月3日</u>
本件効力発生日		本件効力発生日	<u>2019年1月8日</u>
本件買収対価としての本件当社新株式の発行にかかる効力発生日		本件買収対価としての本件当社新株式の発行にかかる効力発生日	<u>2019年1月8日</u>
（注） <u>上記スケジュールは、本書印刷開始日（2018年10月31日）時点のものです。なお、これらの日時は当社の現時点における想定に基づくご参考としての記載であり、変更の可能性があります。上記のスケジュールの更新または変更につきましては、当社ホームページ</u>		（注） <u>上記スケジュールにおけるこれらの日時は、実務的に最短の本件買収完了日時についての当社の現時点における想定に基づくご参考としての記載であり、変更の可能性があります。特に、欧州委員会は、本件買収に関する判断を2018年11月20日</u> までする予定であり、追って当該判断の	

<p>(<a href="https://www.takeda.com/jp/investors/reports/shareholders-meetings/">https://www.takeda.com/jp/investors/reports/shareholders-meetings/</a>)にて株主の皆様にお知らせいたします。</p>	<p>主要な内容が公表されます。欧州委員会の判断により、上記スケジュールに遅延が生じる可能性がある場合、上記の本件効力発生日および本件買収対価としての本件当社新株式の発行にかかる効力発生日は、<u>2019年1月8日以降、実務的に最短の日となること（また、本件裁判所による本件スキームの認可予定日（Shire社）は、これらに先立つ近接した日となること）が想定されています。</u>上記のスケジュールの更新または変更につきましては、当社ホームページ（<a href="https://www.takeda.com/jp/investors/reports/shareholders-meetings/">https://www.takeda.com/jp/investors/reports/shareholders-meetings/</a>）にて株主の皆様にお知らせいたします。</p>
--	--

以上